

## **IV 教職員による危機への対応**

**(教職員が引き起こすケース)**

1. 毒物・劇物の盗難及び事故
2. 単位認定等に関する不正発生時
3. 教職員による犯罪
4. 個人情報漏えい

## IV 教職員による危機への対応

### 1. 毒物・劇物の盗難及び事故

事例1：(盗難) 教員Aが出勤すると、研究室の扉が開いており、室内を確認したところ、毒物・劇物保管庫の扉が開けられ、中に保管していた毒物xの瓶が紛失していることに気づいた。教員Aは、昨日の実験で使用した毒物xを片付けた際に保管庫の施錠を忘れて、帰宅していた。

事例2：(事故) 教員Bが薬品庫の整理を行っていたところ、誤って複数の薬品瓶を床に落としてしまい、薬品瓶の破片や薬品が室内に飛び散った。そのため、すぐ近くにいた教員C、Dに割れた瓶の破片や薬品がふりかかり、教員C、Dは負傷し、うち教員Cは重傷で失明の危機に陥った。

(事例1)

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 状況把握

紛失を発見した教職員は、研究室の管理責任者と協力して保管庫内の薬品の数量や有無を管理台帳により確認し、紛失の状況を各部局担当係へ速やかに報告するとともに現場の保存に努めます。

##### ② 情報の確認

連絡を受けた当該部局担当係は、直ちに財務部財務課長に事件の発生した旨の連絡を行います。その後、現場に急行して情報の確認を行うとともに紛失した薬品の特定を行い、盗難の疑いが強く犯罪に使用される恐れのある薬品の場合は現場を保存し、直ちに警察(110番)に連絡します。

(事例2)

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 状況把握と初期対応

事故の発生を確認した教職員は、近くにいる者に事故の発生を伝えるとともに助けを求め、当該部局担当係へ事故発生を直ちに知らせます。また、負傷の程度を確認して速やかに保健管理センターへ連絡し、可能な応急処置を施します。状況によっては、救急車(119番)の出動要請を行います。なお、出動要請の際には、毒物・劇物での事故であることを伝えます。

##### ② 情報の確認と二次被害の防止

連絡を受けた当該部局担当係は、直ちに総務部人事課長に事故が発生した旨の連絡を行います。その後、現場に急行して初期情報の確認を行い、協力して被害者の救出等の救護措置を行います。

現場の状況が二次被害等の恐れがある場合には、負傷者を救出した後に、室内に在室者がいないことを確認し、速やかに扉を閉めて被害の拡散の防止を図った後、周辺教職員へ避難を呼びかけるとともにできる限り被害現場から遠ざかります。

(以下共通)

## IV-1 毒物・劇物の盗難及び事故

### ③危機管理レベルの判定(別表1参照)

部局から連絡を受けた財務部財務課長又は総務部人事課長は、速やかに理事(危機管理担当)に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応(緊急対策本部設置など)を検討します。

## (2)連絡体制

### ①連絡系統

連絡を受けた各部局担当係は、初期対応を行い確認した情報を当該部局の危機管理員(部局長)、事務(部)長に報告するとともに、直ちに財務課長又は人事課長(連絡調整窓口)へ連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事(危機管理担当)に報告を行います。また、事案の内容が危機レベル2以上と判断された場合には、財務課長又は人事課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

### ②警察・消防等への連絡

緊急に警察・消防等に通報する必要がある場合は、事務局の了承を要しないこととし、事後報告を行います。

### ③被害者等の関係者への連絡

負傷者が発生した場合、負傷者の所属する関係部署を通じて、被害者の家族・関係者に連絡します。

## (3)対策本部

### ①構成員・指揮命令系統(別表2参照)

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

### ②被害状況の把握

緊急対策本部長は、関係部署と連絡を絶えずとり、被害状況の把握を行います。

その上で、報道機関への公表などの判断を行います。

また、別表1に記載する構成員等による被害者相談窓口を設置します。

### ③部局等への対応の指示

緊急対策本部は、被害者への対応、今後の予防策の検討等について、特に必要と認めた場合、関係部局に適切な指示を行います。

### ④調査委員会の設置

事件・事故の状況を踏まえ、その必要を認めた場合、調査委員会を設置し、委員会メンバーの選定を行います。調査委員会は、作成した調査レポートにより対策本部への報告を行います。

### ⑤調査委員会での調査

調査委員会では、事件・事故に関わる全ての情報を収集し、事実関係に基づき事件・事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、事件に関わる情報を整理、記録し、報告書としてまとめます。

## (4)学外対応

### ①被害者等への対応

教職員に負傷者が出た場合や盗難等により学外に被害者が出た場合は、負傷者又は被害者を見舞い、本人やその家族等の関係者に事実を報告し、大学側に過失がある場合には誠意を持って謝罪します。この場合において、見舞い等の対応は、原則

として事件・事故が発生した部局長が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

②報道機関等への対応

報道機関等との連絡調整は総務課長が、問い合わせへの対応は財務課長又は人事課長が行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

③文部科学省への報告

理事（危機管理担当）の指示により、事務局関係部長又は事務局関係課長は事件・事故の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

**(5) 事後対策・再発防止**

①教職員への周知

教職員に対して、発生事例の公表を行うとともに毒物・劇物の保管・管理及び盗難等の防止に対する意識の改革を喚起します。

②再発防止策の検討

事態の終息後、発生事例の原因究明及び分析を行うとともに対応等での不備な点の洗い出しと改善策の検討を行います。

不備な点の改善措置後には疑似事例でのシミュレーション等による検証を実施したうえで、教職員等に対して事故防止策を周知徹底します。

別表 1

レ ベ ル 表

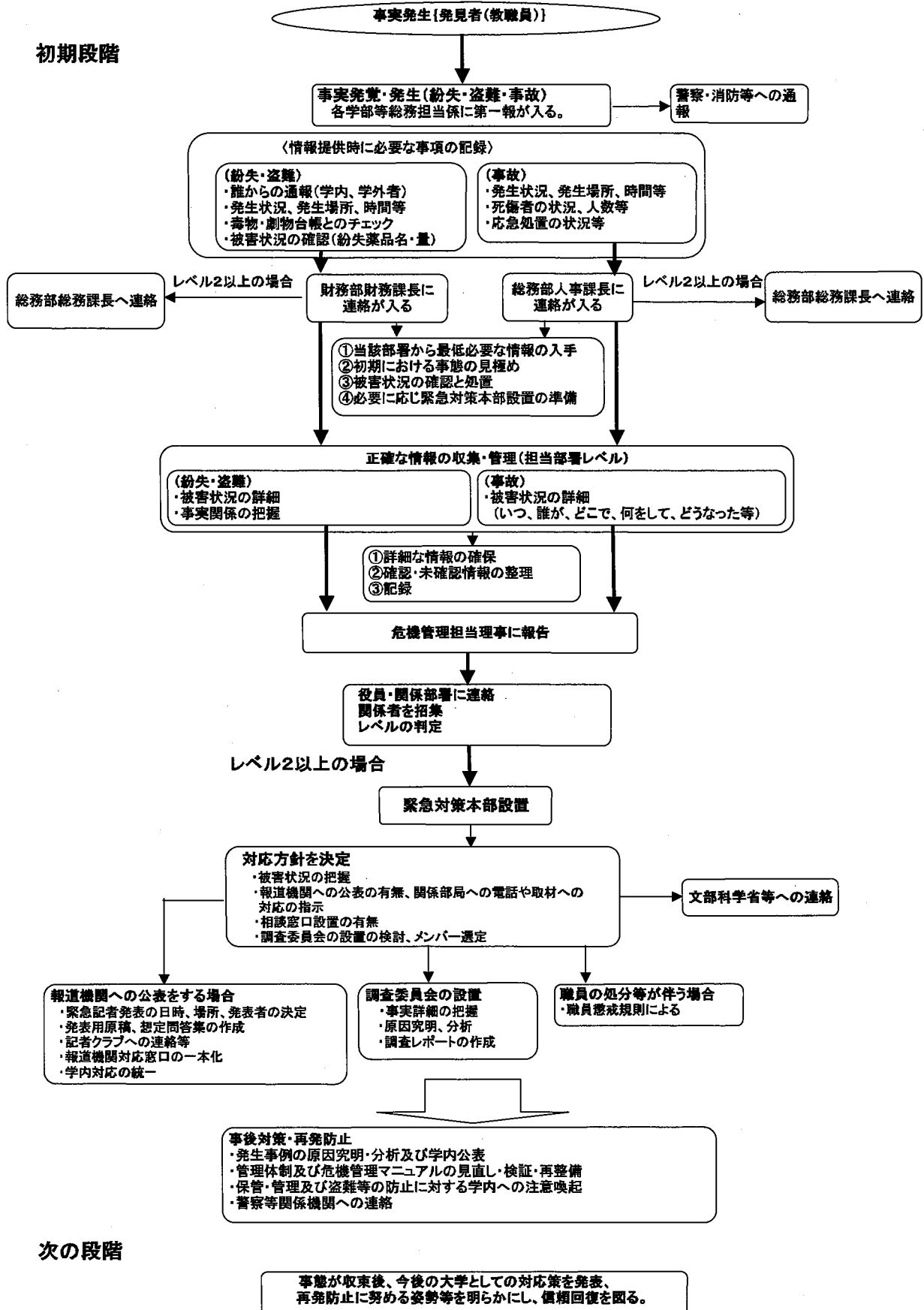
レベル 1	レベル 2	レベル 3
<b>盗難の場合</b>		
<p>室内現況等により、毒物・劇物の盗難の疑いがある。</p>	<p>現有物品と管理台帳の照合の結果、残数量等の違いにより盗難が発覚した。</p> <p>警察の調査が入った。</p> <p>警察の調査の結果、学内保有の薬品による事件発生の可能性が指摘された。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事件について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>警察の調査の結果、学内保有の薬品による事件が発生したことが確認された。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事件について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<b>事故の場合</b>		
<p>毒物・劇物の薬品瓶等が破損し薬品が漏れて負傷者が出ているが、入院を必要としない軽傷者である。</p>	<p>毒物・劇物の薬品瓶等が破損し薬品が漏れて、入院を必要とする重傷者が発生した。</p> <p>あるいは複数の負傷者が発生した。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</p> <p>報道機関から事件について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>漏れた薬品により、死者が発生した。</p> <p>漏れた薬品により、有毒ガスが発生し、危険な状況にある。</p> <p>被害拡大の恐れがある。</p> <p>あるいは被害が拡大する傾向にある。</p> <p>学生または保護者、学外者からの問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から事件について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>当該部局による調査</p> <p>内部関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>必要に応じて、調査委員会を設置</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>調査委員会を設置</p>

別表 2

## 毒物・劇物の盗難及び事故時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	本部長：学長 副本部長：理事（危機管理担当） 本部員：関係部局長、事務局長、事務局担当部 課長、関係部局事務（部・課）長、 その他必要と認められる者	
調 査 委 員 会	財務部長、財務課長、総務部長、人事課長 関係部局長、関係部局の事務（部）長、 安全衛生担当者、産業医、物品管理担当者、 その他必要と認められる者	
連 絡 調 整 窓 口（学 内 対 応）	財務部財務課長、総務部人事課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	連絡調整：総務課長 問い合わせ対応：財務課長 人事課長
	文部科学省等対応	財務部長又は財務課長 総務部長又は人事課長

## 毒物・劇物の盗難及び事故発生時の対応



## IV 教職員による危機への対応

### 2. 単位認定等に関する不正発生時

事例：教員Aは、講義において自分の著書を購入することを推薦し、著書を購入した学生に対して優先的に単位を認定していた。そのことを知った学生が、「担当教員が正当な成績評価を行っていない」と大学へ申し立て、更に保護者等からもクレームのメールや電話が届いた。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 正確な情報の収集

申し立て又はクレームを受けた職員は、その内容を当該部局長等に報告するとともに、当該教員の人権に配慮しつつ、正確な情報の収集に努め、確認・未確認情報を収集、整理し記録します。

##### ② 被害状況の確認

部局長は、受講学生に対する被害の有無と程度を調査・確認をします。当該教員が担当している他の授業についても調査・確認を行います。

##### ③ 危機管理レベルの判定(別表1参照)

部局から連絡を受けた学生部教務課長は、速やかに理事(教育・学生担当、危機管理担当)に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応(緊急対策本部設置など)を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

第一報を受けた職員は、所属部局の危機管理員(部局長)、事務(部)長に報告します。事務(部)長は、直ちに教務課長(連絡調整窓口)へ連絡し、その後も、全ての情報を教務課長へ連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事(教育・学生担当)に報告を行います。また、危機レベル2以上と判断された場合には、教務課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

##### ② 状況の報告

学生係等は、被害の程度等調査した事項について、教務課長に報告します。また、部局長は理事(教育・学生担当)に報告します。

##### ③ 当該教員への連絡

当該教員に対し事実の確認等のために連絡する場合は、当該部局の事務(部)長等を通じて行います。

#### (3) 対策本部

##### ① 構成員・指揮命令系統(別表2参照)

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

##### ② 被害状況の把握

関係部局と連絡を絶えずとり、不正の範囲について把握します。

対策本部は、被害者への対応、今後の予防策の検討等について特に必要を認めた場合、関係部局に適切な指示を行います。

##### ③ 相談窓口の設置

学生に対する相談窓口については、既存の「学生何でも相談室」を活用しますが、

## IV-2 単位認定等に関する不正発生時

特に必要と認めた場合、新規に窓口を設置し、要員を手配します。

### ④調査委員会設置の判断、メンバーの選定

事件の状況を踏まえ、その必要を認めた場合、調査委員会を設置し、委員会メンバーの選定を行います。

### ⑤調査委員会での調査

調査委員会では、事件に関わる全ての情報を収集し、事実関係に基づき事件の原因や問題点を調査・究明するとともに、事件に関わる情報を整理、記録し、報告書としてまとめます。

## (4) 学外対応

### ①被害者等への対応

学生に被害者が出た場合は、当該学生やその家族等の関係者に事実を報告し、誠意をもって謝罪します。

この場合において、報告、謝罪等の対応は、当該学部の部局長と学生部が連携して行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整のうえ対応を検討します。

### ②報道機関等への対応

報道機関等との連絡調整は総務課長、問い合わせへの対応は教務課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

なお、調査段階での記者会見は、現時点での対応として行い、調査の終結時期を明確にして発表します。

### ③文部科学省への報告

理事（教育・学生担当）の指示により、学生部長又は教務課長は事件の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

## (5) 事後対策・再発防止

### ①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示等により不正の再発防止のための注意喚起を図ります。

また、事件発生の原因究明及び分析を行い単位認定の処理体制を整備すると共に、不正の再発防止のための改善策を策定し、教職員に対して周知徹底します。

### ②当該教員の処分

学長は、事件を起こした当該教員に対し、職員就業規則等の規則に基づく処分を決定します。

### ③大学の信頼回復

事態の収束後、大学として、再発防止のための改善策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>担当教員が正当な成績評価を行っていないとの情報が担当部署に入った。</p> <p>当該授業の受講者に実質的被害の無いことが判明した。</p>	<p>担当教員が正当な成績評価を行っていない事実が確認された。</p> <p>当該授業の受講者に実質的被害はないが、受講者の一部に納得できない者がいる。</p> <p>保護者、学外者からのクレームの電話またはメールはほとんど無い。</p> <p>報道機関から事実についての照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>担当教員が正当な成績評価を行っていない事実が確認された。</p> <p>当該授業の受講者に実質的に深刻な被害が生じたり、相当数の受講者に納得できない者がいる。</p> <p>保護者、学外者からのクレームの電話またはメールが届いた。</p> <p>報道機関から事実についての照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>内部関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>必要に応じて、調査委員会を設置</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>調査委員会を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

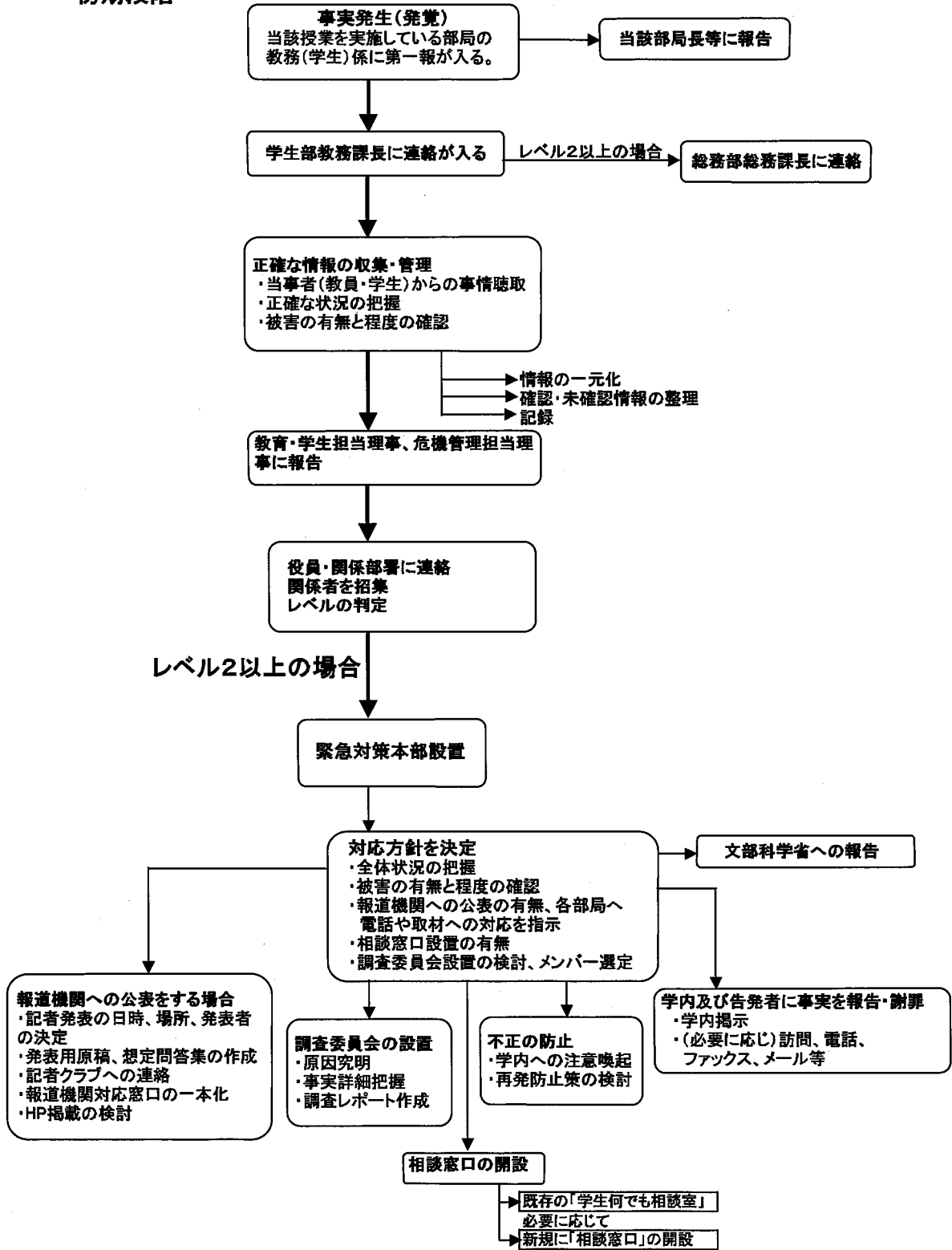
別表 2

## 単位認定等に関する不正発生時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	本部長：学長 副本部長：理事（教育・学生担当） 本部員：理事（危機管理担当）、関係部局長、事務局局長、学生部長、教務課長、関係部局事務（部・課）長、 その他必要と認められる者	
調 査 委 員 会	学生部長、教務課長、関係部局長、 関係部局の事務（部）長、 その他必要と認められる者	
被 害 者 相 談 窓 口	教務課長、 関係部局事務（部）長（担当課長）	
連 絡 調 整 窓 口（学内対応）	学生部教務課長	
学 外 担 当 窓 口	報道機関対応	調整窓口：総務課長 問い合わせ対応：教務課長
	文部科学省等対応	学生部長又は教務課長

## 単位認定等に関する不正発生時の対応

### 初期段階



### 次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。

## IV 教職員による危機への対応

### 3. 教職員による犯罪

事例：教員は、自分の実験の協力者である大学院生D、Fを連れて居酒屋で飲んでいました。教員Aの行っている実験の解釈について話をしているうちに、教員Aと大学院生Dは言い合いを始めた。同席していたFの制止にも関わらず、二人は店の外で殴り合いを始め、教員Aが大学院生Dを殴ったところDは地面に倒れた瞬間運悪く近くにあったブロックに頭を強打して意識を失い、すぐさま救急車で病院に搬送されたものの大学院生Dはそのまま死亡した。教員Aは、駆けつけた警察官に逮捕された。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 状況把握

連絡を受けた当該部局の職員は、事件の発生状況を関係機関（警察、消防署、病院等）との連携を図りながら教職員による犯罪に関する正確な情報を収集整理し、総務部人事課長へ報告します。

また、本学学生が被害者の場合は、被害状況、被害者の氏名・搬送先の病院などの情報を、関係機関から情報収集し、学生部学生生活課長へ報告します。

- ・事件の発生状況（何時、何処で、誰が、何を、どうした）
- ・被害状況（被害者の有無、怪我等の状況、物損等の状況など）

##### ② 危機管理レベルの判定（別表1参照）

連絡を受けた人事課長は、速やかに理事（危機管理担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

また、本学学生が被害者の場合は、学生生活課長は、速やかに理事（教育・学生担当）に報告を行い、人事課長、理事（危機管理担当）とともに、今後の対応等について検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

第一報を受けた当該部局職員は、その内容を当該部局の危機管理員（部局長）、事務（部）長に報告し、教職員による犯罪が確認されたら、直ちに人事課長（連絡調整窓口）に連絡します。

本学の学生が被害者の場合は、人事課長への連絡に加え、学生生活課長（連絡調整窓口）にも連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、理事（危機管理担当）に、本学の学生が被害者の場合は、加えて理事（教育・学生担当）に報告します。

また、危機レベル2以上と判断された場合には、人事課長及び学生生活課長は総務部総務課長にも連絡を行います。

##### ② 保護者等の関係者への連絡

被害者の所属する関係部署を通じて、保護者等の関係者に事件の状況や本人の状況、搬送先などの事実のみを伝えます。

### (3) 対策本部

#### ① 構成員・指揮命令系統(別表2参照)

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

#### ② 事実関係の把握

事件の発生状況や被害状況についての情報を、関係部局並びに関係機関(警察、消防署、病院等)との連携を図りながら収集、整理します。

#### ③ 部局等への対応の指示

対策本部は、被害者(被害家族)への対応を含めた今後の対応について、関係部局へ適切な指示を行います。

### (4) 学外対応

#### ① 被害者等への対応

被害者及びその家族への見舞い・謝罪等の対応は、原則として当該教職員の所属する部局長等が行うこととしますが、状況に応じて、対策本部と調整を行い対応を検討します。

#### ② 報道機関等への対応

全ての情報は、速やかに総務課長、人事課長へ報告することとし、報道機関等外部への対応は連絡調整を総務課長、問い合わせへの対応を人事課長が行います。

本学の学生が被害者の場合は、全ての情報を学生生活課長にも報告し、報道機関等外部からの問い合わせの対応は、人事課長と学生生活課長で行います。

また、報道機関等への説明が必要な場合や多数の報道機関等からの取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

さらに、報道機関等外部への対応を一本化するために、対応窓口を総務課に設置します。

#### ③ 文部科学省への報告

理事(危機管理担当)の指示により、総務部長又は人事課長は事件の概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

本学の学生が被害者の場合は、上記に加え、理事(教育・学生担当)の指示により学生部長又は学生生活課長は事件の概要を文部科学省へ報告します。

### (5) 事後対策・再発防止

#### ① 学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示等により事件の再発防止のための注意喚起を図ります。

また、事件によりショックを受けている学生がいた場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心のケアを行い、必要に応じて相談窓口を設置します。

#### ② 当該教職員の処分の決定

学長は、事件を起こした当該教職員に対し、職員就業規則等の規定に基づく処分を決定します。

#### ③ 大学の信頼回復

事態の収束後、大学として、再発防止のための対応策を発表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル 1	レベル 2	レベル 3
<p>教職員が犯罪に関与しているとの情報が入った。</p> <p>被害内容が深刻な影響を及ぼすものではない。</p>	<p>教職員が犯罪に関与している事実が確認された。</p> <p>被害内容が社会の危機、生命の危機など深刻な影響を及ぼしている、あるいは及ぼす恐れがある。</p> <p>報道機関から犯罪の事実について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>教職員が重大な犯罪に関与している事実が確認された。</p> <p>被害内容が社会の危機、生命の危機など深刻な影響がでている。</p> <p>報道機関から犯罪の事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>当事者・関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>内部関係者へのヒアリング等関係機関周辺調査</p>	<p>緊急対策本部を設置</p> <p>報道機関対応窓口を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

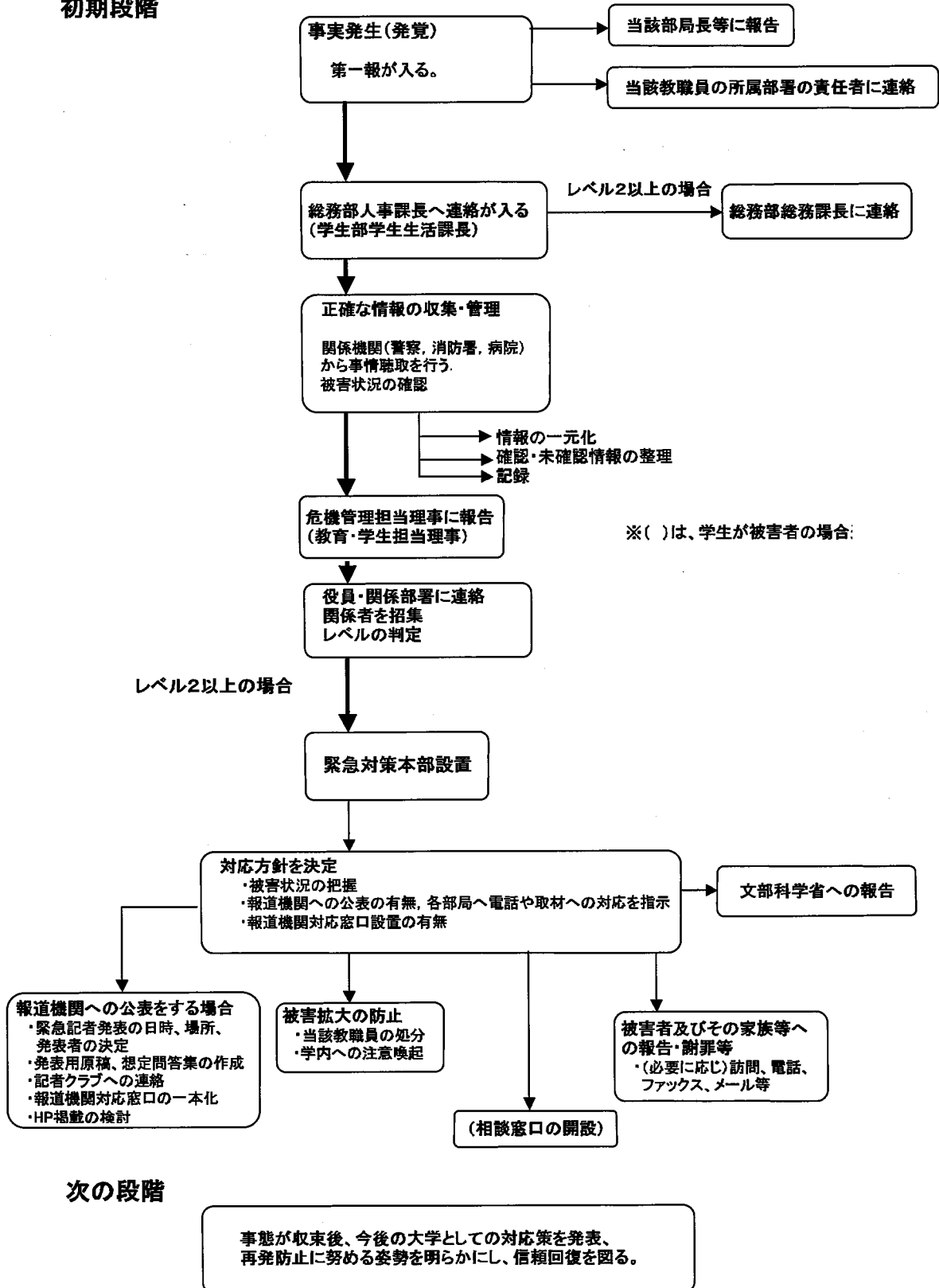
別表 2

## 教職員による犯罪発生時の対応

名 称	構 成 員	
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：理事（危機管理担当）</p> <p>本部員：関係理事、関係部局長、事務局長、事務局担当部課長、関係部局事務（部・課）長、</p> <p>その他必要と認められる者</p>	
連絡調整窓口（学内対応）	総務部人事課長、学生部学生生活課長	
学外対応窓口	報道機関対応	連絡調整：総務課長 問い合わせ対応：人事課長、 学生生活課長
	文部科学省対応	総務部長又は人事課長 学生部長又は学生生活課長

## 教職員による犯罪発生時の対応

### 初期段階



## IV 教職員による危機への対応

### 4. 個人情報漏えい

事例：学生部職員Jが、教務事務遂行のために教務事務システムファイルのあるサーバ一室から、在学生の学部、学科、氏名、生年月日等のデータを電磁的記録媒体に提供してもらい、事務室に戻ったところ、記録媒体のないことに気づき、途中で落としたのではないかと、思い当たるところを探したが見つからなかった。記録媒体を紛失した職員Jは、当該部署の課長Tに在学生のデータの入った記録媒体を紛失したことを報告し、その後も記録媒体を探した。紛失した記録媒体は見つからず、しばらくして、本学学生から、紛失した記録媒体に入っていた学生の氏名、生年月日等の情報が、ネット上で公開されているとの連絡が、学生部教務課に入った。

#### (1) 初期対応・情報収集

##### ① 情報収集（被害者の確認・応急措置）

当該部局職員は、事案の発生又は発覚日、事案の経過、個人情報の内容、漏えい件数、問題の所在、当面の対応等の情報を収集し、総務部総務課長及び総括保護管理者（理事（総務担当））へ迅速に報告を行います。

##### ② 漏えい状況の確認（被害状況の確認）

学生部事務職員から在学生の情報の入った記録媒体を紛失した経緯について事情聴取を行い、問題の所在、当面の対応等を確認します。

##### ③ 危機管理レベル判定（別表1参照）

連絡を受けた総務部総務課長は、速やかに理事（総務担当）に報告するとともに関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（緊急対策本部設置など）を検討します。

#### (2) 連絡体制

##### ① 連絡系統

連絡を受けた学生部教務課職員は、その内容を上司等に報告し、情報漏えいの事実が確認されたら直ちに連絡調整窓口（総務課長）へ連絡します。

連絡を受けた連絡調整窓口の職員は、速やかに学長、総括保護管理者（理事（総務担当））に報告します。

その後の状況についても、同様に総務課長に順次状況を報告します。

##### ② 漏えいした情報の対象学生への連絡

学生部教務課総務係から、漏えいした情報にあった学生に対して情報漏えいの状況について連絡し、電話や葉書等による詐欺などに対して注意するように伝えます。また、学生部教務課に相談窓口等の設置をします。

##### ③ 警察等への連絡

犯罪性が高いと考えられる場合は、警察への連絡を行います。

#### (3) 対策本部

##### ① 構成員・指揮命令系統（別表2参照）

対策本部の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

##### ② 被害状況の把握

対策本部は、学生部教務課と絶えず連絡をとり、事案の経過、二次的被害がない

#### IV-4 個人情報漏えい

か状況を把握します。その上で、報道機関への公表などの判断を行います。

##### ③調査委員会設置の判断

情報漏えいの状況を踏まえ、その必要を認めた場合、調査委員会を設置し、委員会メンバーの選定を行います。

##### ④調査委員会での調査

調査委員会では、事件に関わる全ての情報を収集し、事実関係に基づき事件の原因や問題点を調査・究明するとともに、事件に関わる情報を整理、記録し、報告書としてまとめます。

#### (4) 学外対応

##### ①被害者等への対応

学生部教務課から、被害者に情報漏えいに関する事実を訪問、電話等により報告・謝罪を行います。また、大学主催による被害者に対する情報漏えいに関する説明会を開催し、状況の報告等を行います。

##### ②報道機関等への対応

報道機関等外部への対応は、総務部総務課長が行います。

また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関からの取材要請がある場合には、対策本部と協議の上、必要に応じて記者会見を行います。

##### ③文部科学省への報告

理事（総務担当）の指示により、総務部長又は総務課長は情報漏えいの概要を文部科学省へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

##### ④外部からの問い合わせへの対応

学内に相談窓口等を設置して対応を行います。

#### (5) 事後対策・再発防止

##### ①学生・教職員への対応

学生・教職員に対し、事件の経過を記した文書の配布や掲示板等により、個人情報保護に関する注意喚起を図ります。

##### ②再発防止策の検討

個人情報保護に関する講演会を開催するなど、情報公開・個人情報保護管理委員会において、再発防止策等を検討します。

##### ③大学の信頼回復

事態の収束後、ホームページ等において再発防止のための対応策を公表し、社会における信頼回復を図ります。

別表 1

## レ ベ ル 表

レベル1	レベル2	レベル3
<p>情報漏えいの可能性があるとの情報が入った。</p> <p>作業ミス等の報告</p> <p>個人情報の入った書類のファイルの所在が確認できないことが判明</p> <p>クレームの連絡は入っていない状態</p>	<p>個人情報が漏えいした事実が確認された。</p> <p>漏えいしたデータの内容が深刻な被害を及ぼすものではない。</p> <p>学生または保護者、学外者からクレームの電話またはメールは少数である。</p> <p>報道機関から漏えいの事実について照会または取材の申し込みがあった。</p>	<p>個人情報が漏えいした事実が確認された。</p> <p>個人情報のうち、深刻な被害を及ぼす恐れがあるデータが漏洩した。(個人の自宅住所・電話番号・銀行口座等)</p> <p>漏えいした個人情報の内容は深刻な被害を及ぼすものではないが漏えい件数が多数である。</p> <p>学生または保護者、学外者からクレームの電話またはメールが多数届いた。</p> <p>報道機関から漏えいの事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</p>
<p>内部関係者へのヒアリング</p>	<p>緊急対策本部の設置を検討</p> <p>必要に応じて、調査委員会を設置</p>	<p>緊急対策本部の設置</p> <p>調査委員会を設置</p> <p>被害者の相談窓口を設置</p>

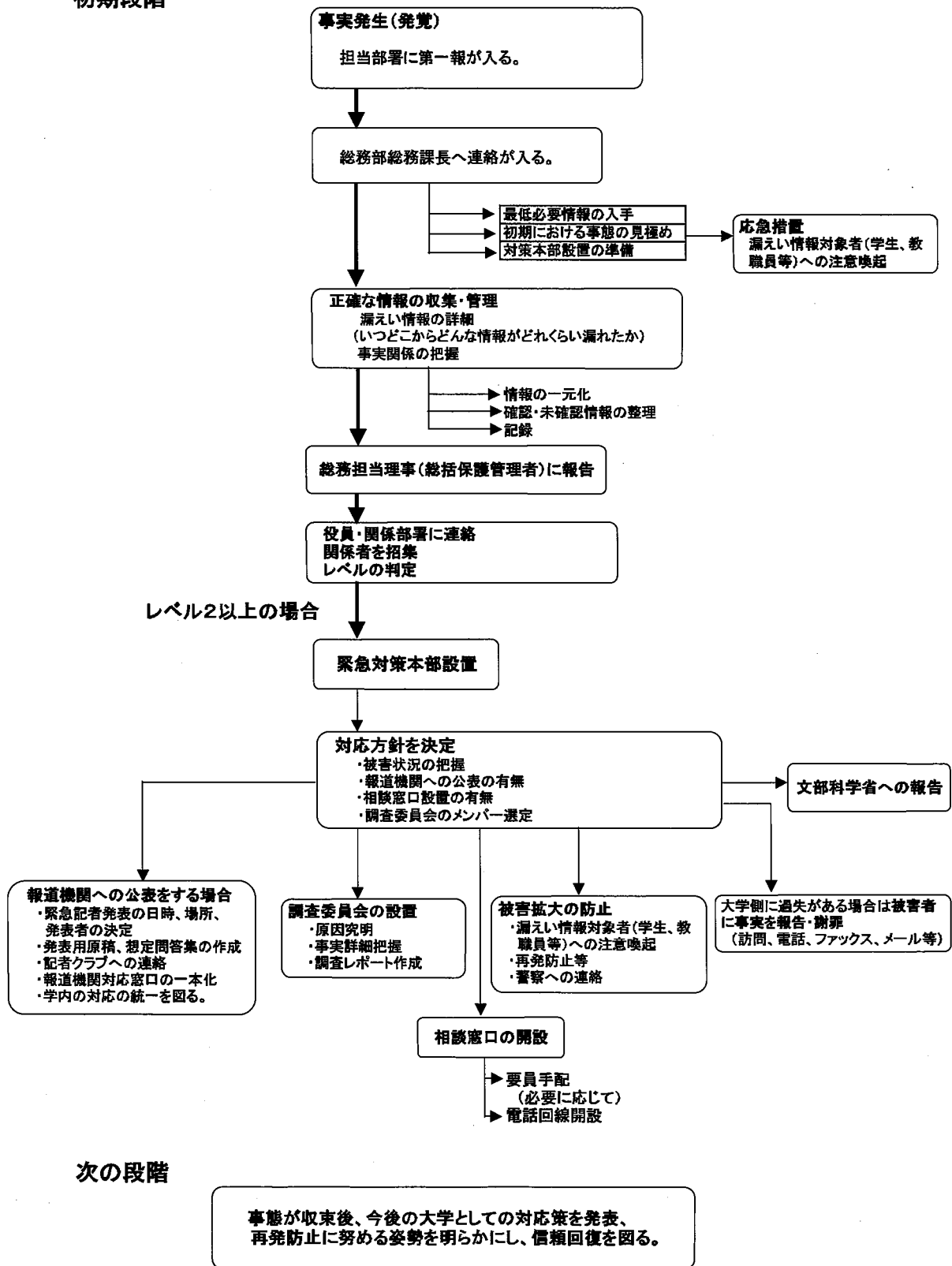
別表 2

## 個人情報漏えい時の対応

名 称	構 成 員				
対 策 本 部	<p>本部長：学長</p> <p>副本部長：総括保護管理者(理事(総務担当))</p> <p>本部長：理事(教育・学生担当)、事務局長、関係部局長、事務局担当課長、関係部局事務(部・課)長、その他必要と認められる者</p>				
調 査 委 員 会	<p>事務局担当課長、関係部局長、関係部局の事務(部・課)長、その他必要と認められる者(システム担当者、情報公開・個人情報保護管理実施委員会委員長等)</p>				
被 害 者 相 談 窓 口	<p>学生関係：学生部教務課</p> <p>附属病院(患者情報)：附属病院総務課</p> <p>附属学校(児童・生徒情報)：附属学校事務部</p> <p>その他：事務局担当課</p>				
連 絡 調 整 窓 口 (学 内 対 応)	総務部総務課長				
学 外 担 当 窓 口	<table border="1"> <tr> <td>報道機関対応</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>文部科学省等対応</td> <td>総務部長又は総務課長</td> </tr> </table>	報道機関対応	総務課長	文部科学省等対応	総務部長又は総務課長
報道機関対応	総務課長				
文部科学省等対応	総務部長又は総務課長				

## 個人情報漏えい発生時の対応

### 初期段階



### 次の段階

事態が収束後、今後の大学としての対応策を発表、再発防止に努める姿勢を明らかにし、信頼回復を図る。